**役員候補選出について　Ｑ＆Ａ**

全国理事会・選挙管理委員会

法人化にあたって、役員選出プロセスの透明化を図ることが、一つの大きなテーマでした。正会員であれば、誰もが立候補できる機会があること、選出過程の「見える化」を図ることがポイントです。一方で、支部に負担をかけない方式にすることや会員間にわだかまりを生むようなことは回避することも大切です。支部はこれまで、支部を代表する理事を選出してきました。それを継承する形で「支部推薦」方式を取り入れています。

以下に、役員選出を分かりやすいようにＱ＆Ａで説明します。

**１．法令および定款にはない、選挙を実施することにしたのはなぜですか？**

（答）任意団体のときには、役員選出のプロセスが不透明であるという意見が多数ありました。そのため会員の誰もが立候補できる期間を設けたこと、それに伴い**立候補者が定数を超えるときは選挙を行う**こととしました。選挙だけで役員が決まらないのは法令(定款)との整合性をはかるためです。法令(定款)では、総会での議決で役員を選出することになっているため、選挙結果にもとづき総会での議決が行われます。選挙は、総会にはかる役員候補を選出するための役割を担うことになります。

**２．改選の度に選挙が行われることになるのでしょうか？**

（答）法令および定款では、役員の選出は「社員総会」での議決とされています。総会の議決にはかる役員候補者を決めるために選挙を行いますが、**立候補者が定数内であれば、全員が役員候補として総会に提案されるため選挙は行われません。**

**３．立候補には５名の会員の推薦が必要とされていますが、会員の総数及び地方の小さな支部の会員数を考慮すると、立候補にあたっての推薦5名というハードルは高く有りませんか？**

（答）１５名以下の支部の場合は支部枠での立候補であっても、他支部の会員の推薦を認めています。候補の乱立を防ぐため、ある程度、他の会員と交流があり人望もある人の立候補を期待しています。「地方の小さな支部」の会員の場合も、支部枠の理事であれ、全国の運営にかかわっていただくのですから、全国大会等に参加し、他支部の会員との交流をはかり、立候補に当たっては推薦を得ることが必要だと思います。

**４．支部は理事候補を推薦できるとされていますが、支部枠で被推薦者以外の立候補者が出た場合、支部推薦には意味があるのでしょうか？また支部枠の理事候補を選ぶ場合にも全国の会員で選挙をするのでしょうか？**

（答）他に立候補がなく定数内の場合には、選挙は行われず、総会にはかることになります。他に立候補者があり定数を超えたときは、選挙をすることになります。**選挙の告示(選挙公報)には支部推薦候補であることが明記されます**ので、会員の判断に役立つと思われます。**支部枠の理事候補についても選挙は全国の会員で**行います。その理由は次の通りです。①支部ごとで選挙を行うとすると支部にも選挙管理委員会が必要になる等、支部の負担が大きくなること、②支部枠の理事であれ、全国の運営にかかわっていただくことになるため全会員による選挙が適当。

**５．支部は支部推薦候補を選ぶために、支部レベルで選挙をしなければならないのでしょうか？**

（答）支部での推薦候補の選出の方法は、特に定めておらず、各支部で適切な方法を選んでください。協会の支部は規模におおきな格差があり、一律の方法をとるのは無理があるからです。運営委員会で決める、例会の前に臨時総会を開くなど簡易な方法で選出してください。**支部推薦を受けない会員も立候補は可能ですから、現に支部を運営している会員の意見が反映する形での選出でかまわない**と考えています。

**６．理事の候補には、支部定員枠候補と全国定員枠候補があるとされていますが、ちがいはなんですか？全国定員枠で理事になった候補が会長や副会長になるのでしょうか？**

（答）支部の活動や意見を代表する役割を持つ支部定員枠理事と主に協会の全国的な運営にかかわる全国定員枠理事という二種類の理事を想定しています。ただし支部定員枠で理事になった会員は必ずしも会長や副会長になれないというわけではなく、総会後の理事の互選の結果、会長や副会長に選出されることもあります。

会員のみなさまへ。

一般社団法人の役員の選出方法は法令で定められています。そのため法令(定款)と矛盾しない形で、選挙を実施する仕組みをつくりました。すでに3度目の役員改選となりますが、これまでは立候補が定数内で選挙はありませんでした。定数を超えた場合の経験がなく、選挙を実施する際には不都合や改善すべき課題が明らかになってくるかもしれません。みなさまのご協力でよりよい役員選出方式にしていきたいと思います。